

VI 収入の要件について

出願人の生計維持者の「貸与額算定基準額」が、「収入基準額」以下であることが必要です。

1 生計維持者について

父母がいる場合は、原則として父母（2名）が生計維持者となります。

離婚等だけでは、父又は母のいずれか（1名）を生計維持者とするケースに該当しない場合があります。詳しくは、次頁「VII 生計維持者について」を参照してください。

2 貸与額算定基準額について

貸与額算定基準額とは、以下の計算式で算出される額です。

$$\text{貸与額算定基準額(a)} = (\text{課税標準額}) (a) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額}) (b) - (\text{多子控除}) (c) - (\text{ひとり親控除}) (d)$$

(a)市町村民税所得割が非課税の場合は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額は0円とします。

(b)政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に3/4を乗じた額とします。

(c)生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合は、2人を超える子ども1につき40,000円を控除します。

(d)ひとり親世帯に該当する場合は、40,000円を控除します。

※ 収入については、令和5年（1月～12月）の収入に基づく令和6年度住民税情報により貸与額算定基準額を算出します。

※ 生計維持者が、出願の年に転職・失業等により前年の所得に比し所得が大幅に減少している場合は、森づくり課までお問い合わせください。

3 収入基準額について

収入基準額は、381,500円とします。